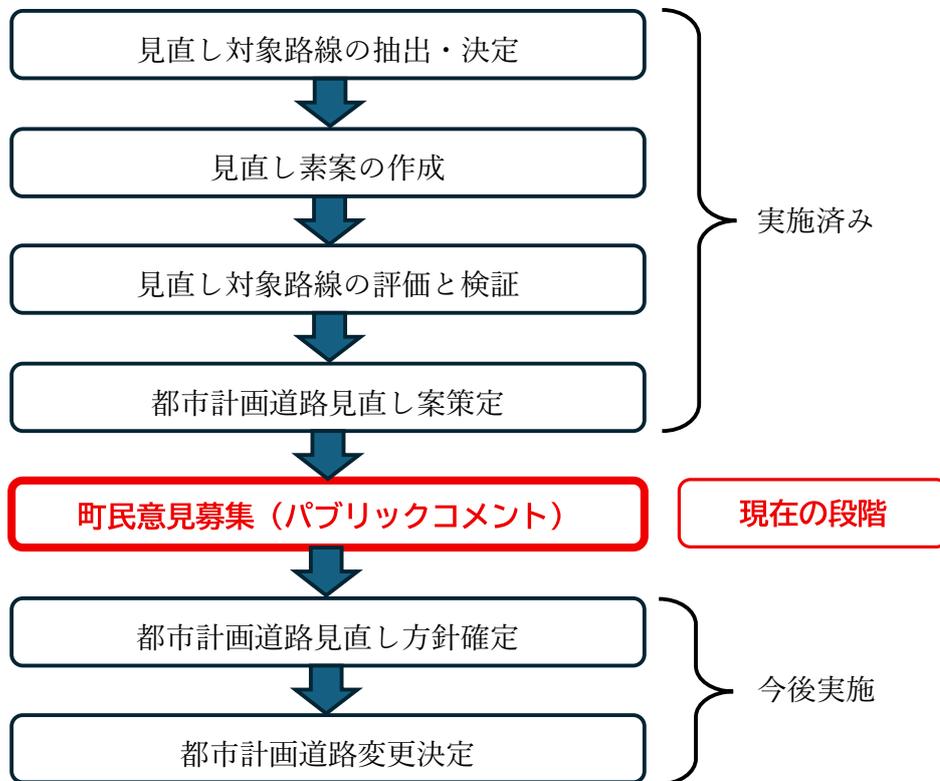


蔵王町都市計画道路見直し案に対するご意見募集資料

蔵王町では、都市計画決定から長期にわたって整備が行われていない都市計画道路を対象に、宮城県の方針「都市計画道路見直しガイドライン」に示された手順を参考に、その必要性や実現性を再検証し、都市計画道路見直し案を作成しました。

今回のご意見募集（パブリックコメント）は、作成した都市計画道路見直し案について広く町民の皆さまからの意見をいただくものです。いただいた意見は十分に検討させていただいた上で見直し方針の確定に反映していきたいと考えております。



資料内容

1. 都市計画道路見直しの背景と期待する効果
2. 都市計画道路の整備状況
3. 都市計画道路の見直し対象路線の設定
4. 路線評価の概要
5. 都市計画道路の見直し案
6. 都市計画道路廃止路線の状況図
7. 都市計画道路見直し案における路線網図

1. 都市計画道路見直しの背景と期待する効果

(1) 都市計画道路とは

都市計画道路とは、人や物資の円滑な移動を確保する役割のほか、防災や環境・景観面での良好な都市空間の形成、上下水道、電気などの収容空間、土地利用の誘導や市街地の形成など様々な役割があり、多様な機能を有する都市施設です。

(2) 都市計画道路の見直しの背景

蔵王町の都市計画道路は、蔵王エコーラインの開通（昭和37年）による交通量の増加が考えられる状況となったことから昭和43年に遠刈田地区に2路線（区間）を都市計画決定し、昭和47年には交通量の激増により交通に支障をきたしていた宮地区において国道幹線（国道4号）を都市計画決定しました。しかし、その後の社会・経済情勢の変化により遠刈田地区の2路線（区間）が長期間未着手の状況となっていることから、今回、計画の妥当性を見直しを行うものです。

(3) 都市計画道路の見直しにより期待される効果

都市計画道路の見直しによって、次のような効果が期待できます。

- ①都市の構造や将来像からみて、都市計画道路の役割や機能が適切かどうかを検証することで、都市計画の目的に沿った健全な市街地を形成することが出来ます。
- ②市街地及び周辺の整備状況、土地利用の変化からみて、都市計画道路の必要性を検証することで、効率的な道路網の形成・配置・整備を行なうことが出来ます。
- ③今回のパブリックコメント等を通じて得られる地域の意向を踏まえることで、町民の皆さまとともにまちづくりを進めることができます。

2. 都市計画道路の整備状況

蔵王町の都市計画道路は、将来の自動車交通量の増大に伴う交通配分等を考え3路線8,690mの道路を定めています。現在、整備済延長は4,830mで、整備率は55.6%です。

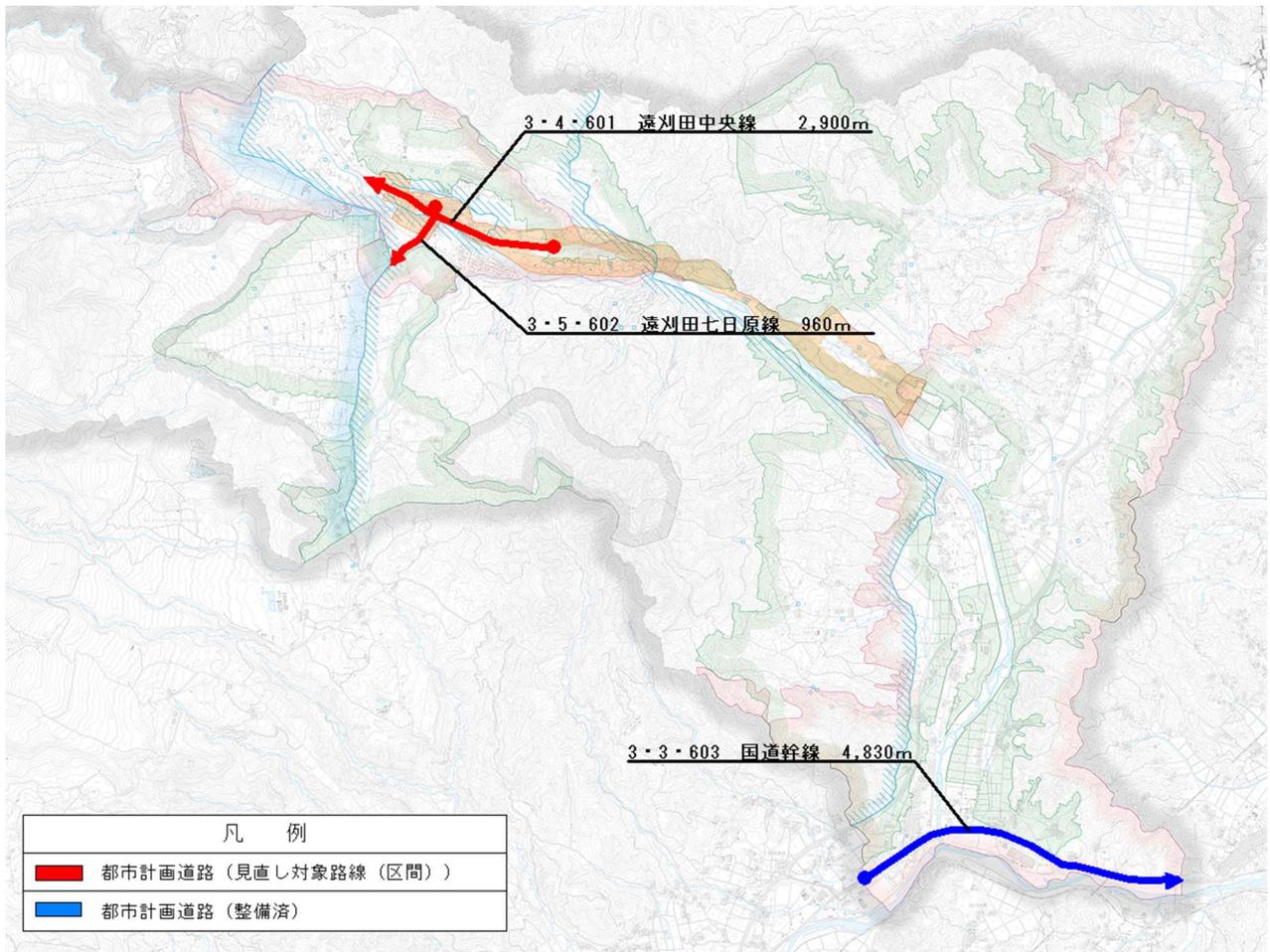
路線別の状況では、3路線のうち、国道幹線（国道4号）は全線整備済みですが、他2路線は未整備の状況となっています。

路線番号	路線名	都市計画決定 年月日	計画延長 (m)	整備済延長 (m)	未整備延長 (m)	整備率 (%)	整備状況
3・4・601	遠刈田中央線	S43.3.18	2,900	0	2,900	0	未着手
3・5・602	遠刈田七日原線	S43.3.18	960	0	960	0	未着手
3・3・603	国道幹線	S47.5.2	4,830	4,830	0	100	整備済
合 計		—	8,690	4,830	3,860	55.6	

- ・整備済延長：計画幅員どおりに整備供用されている延長
- ・未整備延長：現在整備が未着手である延長

3. 都市計画道路の見直し対象路線の設定

都市計画道路の未整備路線のうち現状で整備予定が決まっていないものは、宮城県の方針「都市計画道路見直しガイドライン」に基づき見直し対象路線に設定しました。対象は2路線（区間）、延長は3,860mです。



4. 路線評価の概要

路線の必要性と事業の困難性の2つの視点により評価し、見直しの方向性は、計画の存続・変更・廃止の3つのいずれかとしました。

なお、評価指標の設定は宮城県の「都市計画道路見直しガイドライン」での観点を踏まえ設定しました。

評価指標

	視 点	視点の詳細
路線の必要性	上位計画への位置付け	上位計画である、蔵王町長期総合計画や、仙南広域都市計画マスタープラン等で位置付けられているか
	目指すべき都市構造や土地利用の誘導への寄与	仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（R2.2）で目指す都市構造や、蔵王町景観計画（R8.4）の形成に寄与するか
	生活利便性の維持・向上への寄与	主要な生活関連施設として、医療機関、食料品店、公共施設に接しているか、または整備によりアクセスが改善されるか

	交通安全性の維持・向上への寄与	整備により道路法線が改善し、交通安全性が向上するか
	防災機能の向上	・緊急輸送路に位置付けられた路線であるか ・延焼遮断機能を果たす道路幅員であるか
	代替道路の有無及び交通需要への対応	・都市計画道路決定以降、代替道路の整備が行われたか ・近隣道路において交通需要を満たしているか、今後も満たせるか
事業の実現性	支障物件	学校、病院、高層建築物（消防法の定義（31m超）を準用）、神社仏閣ほか重要文化財指定物件等の支障物件がないか
	街並み喪失の可能性	・次のものが計画地上に存在しないか 歴史的・伝統的構造物、残すべき街並み、対象路線上にまたがって存在する町内会等 ・景観計画上の重点地区に位置付けられているか、道路整備により自然や歴史的資源等が保全できなくなるか
	構造物の制約	・対象路線の多大な事業費を要する交差構造物（鉄道、高架道路、河川等）はないか
	地形の制約	土砂三法のイエローゾーン、レッドゾーンと重複するか
	関連事業との調整	事業調整が必要な関連事業があるか

5. 都市計画道路の見直し案

見直し検討対象区間（区間）の検証の結果、2路線（区間）を廃止候補としました。

なお、廃止はあくまで道路の整備計画の廃止のため、現在ある道路が使用できなくなるわけではありません。

（1）3・4・601 遠刈田中央線：廃止候補

現道として県道白石上山線が並行しており、現状においては代替機能を有しています。現計画を廃止しても周辺住民の生活環境や地域外からの来訪者の交通利便性を著しく低下させるものではないと判断しました。

このため、当初決定時に想定していた目的が希薄になっていることから、「廃止」の方針として、計画の見直しを行うこととしました。

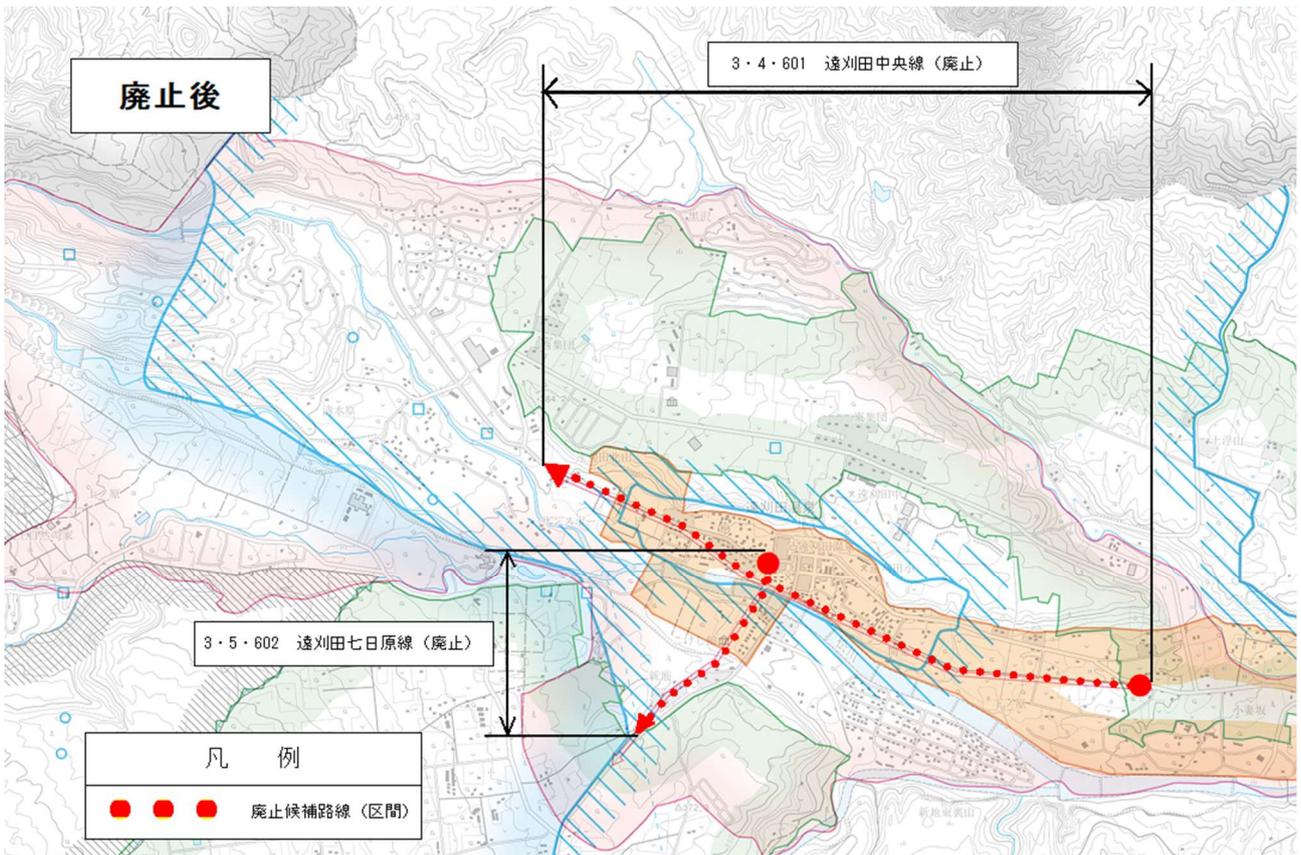
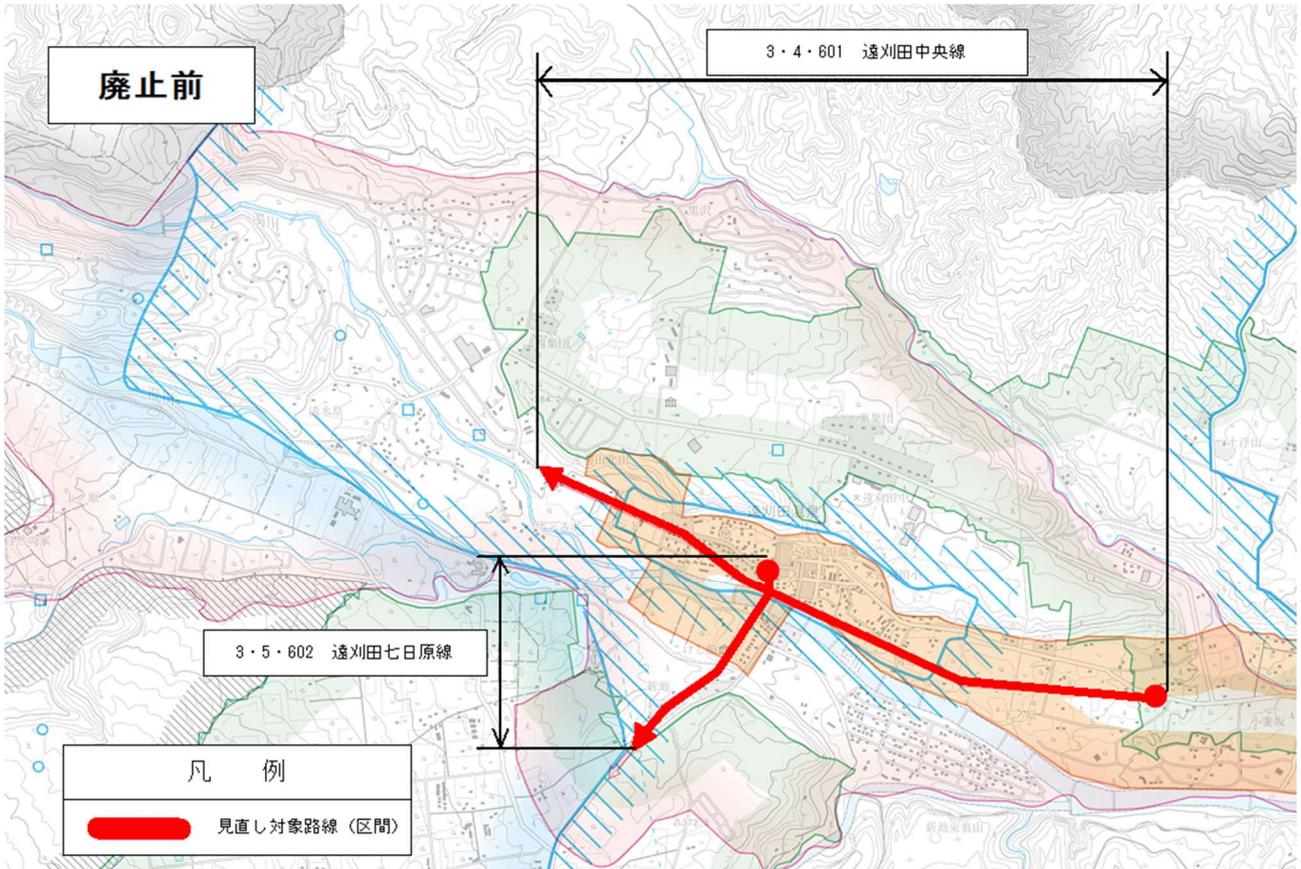
（2）3・5・602 遠刈田七日原線：廃止候補

当該路線は一級河川松川を横断するため事業費が多額になることが容易に想定されます。

現道として国道457号が並行しており、現状においては代替機能を有しています。現計画を廃止しても周辺住民の生活環境や地域外からの来訪者の交通利便性を著しく低下させるものではないと判断しました。

このため、当初決定時に想定していた目的が希薄になっていることから、「廃止」の方針として、計画の見直しを行うこととしました。

6. 都市計画道路廃止路線（区間）の状況図



7. 都市計画道路見直し案における路線網図

